

三輪緑山スポーツ広場に関する 運営細則

H 7. 6. 1 一部改定
H 11. 4. 18 一部改定
H 14. 5. 25 一部改定
H 16. 3. 20 一部改定
H 26. 12. 10 一部改定
H 29. 2. 25 一部改定
H 31. 2. 24 一部改定
R 2. 4. 30 一部改定
三輪緑山スポーツ広場運営委員会

この広場は、町田市所有の小学校用地である。市は、当分の間小学校の建設計画がないためにスポーツ広場とし、三輪町内会自治会に委託され1991年2月1日市長と協定書を締結し、これに基づき運営細則を定めて1992年4月1日より実施する。

- 第1条 三輪緑山スポーツ広場（以下スポーツ広場）は市所有の学校用地を町田市よりスポーツ広場として委託されたものである。
- 第2条 この広場は、市との協定書により管理運営を三輪六町内会自治会が行い、代表を以て運営委員会を構成し、三輪緑山自治会会长を委員長とする。
- 第3条 運営委員会の事務局は三輪緑山自治会内に置き、管理・会計・連絡・利用申し込み受け付け等を担当する。

[利用資格]

- 第4条 利用者は三輪地区在住の市民、または市スポーツ課の承認する町田市民とする。但し学校所属のクラブ・愛好会等の利用は出来ない。

[利用手続き]

- 第5条 ①利用申し込み者は、前月の20日前午前10時30分より申し込み受け付けを行なう。申し込み者が多い場合は、抽選により使用順位を決定する。但し20日が土・日・祝日の場合はその前日とする。
②毎月第3日曜日は一般開放日のため、団体の利用並びに申し込みは出来ない。
- 第6条 客観的に見て、利用者のスポーツが防護用具を使用しない第三者に対して危険であると見做される場合は、事故予防の目的から、その団体或いは個人の利用日時の制限をする。またこれに不服の場合は受付をしない。
- 第7条 利用申し込み受け付け後も、利用上の留意事項（第8～11条）が守れない場合は、以後の申し込み受け付けをしない。
また、利用申し込み後において次の事項が生じた際は中止となります。
①公の機関はまたそれに準ずる期間が使用する場合
②五町内会自治会または単独に町内会自治会が使用する場合
③緊急な状態が発生した場合

[利用上の留意点]

- 第8条 利用時間の原則は午前8時より午後6時までとする。但し、中学生以上のサッカーコートの利用については、5月～8月の4ヶ月間を午後7時までとする。最終退場者は施錠を確認するものとする。
- 第9条 このスポーツ広場は市民の共有財産であり、使用する際は金網、排水、溝等の破損・汚染に注意する事。
①スポーツ広場を使用する団体または個人においても近隣の住民に喧騒等による不快感を与えないように留意し使用するものとする。

②車で来場の場合、周囲の道路に駐車せず、広場内の指定された位置に駐車すること。
その際、内野グランド及びサッカーコート内に乗り入れないこと。

第10条 ①スポーツ広場の清掃、草刈り、草取り、空き缶拾い、危険物の排除を定期的に行なうこと。

②使用後グランドを良好な状態に保つために利用者の責任において整地すること。

③各自ゴミは持ち帰ること。

第11条 利用中における団体内あるいは、他の団体間との事故については自己または相互に処理すること。

第12条 スポーツ広場の利用について、別紙に定める広場利用規則の厳守事項を遵守すること。

令和2年4月30日改定箇所

[利用上の留意点]

第8条 利用時間の原則は午前8時より午後6時までとする。但し、サッカーコートの利用については、5月～8月の4ヶ月間を午後7時までとする。

変更 中学生以上のサッカーコートの利用

利用時間の原則は午前8時より午後6時までとする。但し、中学生以上のサッカーコートの利用については、5月～8月の4ヶ月間を午後7時までとする。

改定経緯・趣旨

本来第8条は午後6時までであったがジュニアユース（中学生）の練習時間を確保するため使用条件（照明施設の確保、送迎を必要としないこと）を付加して特別に午後7時まで延長した経緯がある。

しかしその際「中学生以上」の文言が付加されなかつたために現在の状況となった。

現在小学生以下が薄暗い中照明のない状態で送迎車も多く、子供達にも近隣住民にも「暗くて危ない」状況となっている。

改めて「中学生以上」を付加することとした。

中学生以上であれば親の送迎がなくとも自分で通うことができ送迎の必要はないこと、また照明施設は地域住民に迷惑とならないよう注意しながら使用するものとする。